

町・県民税の申告相談の季節です

今年も町・県民税の申告の時期になりました。申告書の提出がないと、金融機関からの借入、保育所の入所、または児童手当等に使用する証明書が発行できなくなり、また、必ず期間内に申告してください。

また、期限間近、特に3月8日以降になると大変混雑し、ご迷惑をおかけすることになりますので、申告はなるべくお早めにお願いたします。

問い合わせ 税務課住民税係 (内線1322・134)

◇申告する人
①平成22年1月1日現在、三芳町に住所のある人。
②他市町村に居住し、三芳町に事業所または家屋敷を所有する人。
※町・県民税の申告用紙は、1月下旬に送付していますが、届いていない人で申告が必要な人は、住民税係まで連絡ください。

◇申告しなくてもよい人
①サラリーマンの場合で勤務先から町に給与支払報告書が送付される人。
②所得税の確定申告をする人。
③納税義務者の控除対象配偶者や扶養親族になっている人。

◇申告に必要なもの
①申告書
②印鑑
③ボールペン及び計算用具
④源泉徴収票
⑤国民健康保険・国民年金、生命保険等の領収書
※申告する人が、平成21年中に納めた国民健康保険税と国民年金保険料は、本人の分はもちろ、家族の分も含め、全額が所得税と町・県民税の控除対象になります。

所得控除の申告手続きの際には、必ず領収書を持参してください。ただし、納税義務者が単身赴任などで、町外に住んでいる場合は申告してください。

町・県民税の申告相談日時および会場

期 日	対 象 地 域		会 場
	午前9時～11時	午後1時～4時	
2月16日(火)	上富1区	上富2・3区	三芳町役場 3階会議室 ※簡易な所得税の確定申告も受け付けます。 (給与所得のみで医療費控除を受ける人、公的年金所得のみの人など)
17日(水)	北永井1区	北永井2・3区	
18日(木)	北永井1区	北永井2・3区	
19日(金)	藤久保1区		
21日(日)	上富・北永井・みよし台		
22日(月)	藤久保1区		
23日(火)	藤久保2区		
24日(水)	藤久保2区		
25日(木)	藤久保3区		
26日(金)	藤久保3区		
28日(日)	藤久保・竹間沢		
3月1日(月)	藤久保4区		
2日(火)	藤久保5区		
3日(水)	藤久保6区		
4日(木)	竹間沢1区		
5日(金)	この期間は、上記の日程に都合のつかない人が対象になります。		
8日(月)			
9日(火)			
10日(水)			
11日(木)			
12日(金)			
15日(月)			

◇申告に関するお願い
①所得税の確定申告書が送付されてくると、川越税務署に申告してください。
②自分で申告書の記載ができる人または源泉徴収票の提出だけで申告が完了する人は、郵送でも受け付けています。
③申告期間中は、職員が会場へ出かけていますので、税務課の窓口では申告の受け付けはできません。
④青色申告や分離課税所得(退職所得・株式等の譲渡所得を含む)の申告相談は川越税務署での申告となります。

平日以外にも2月21日と2月28日の日曜日に申告相談を受け付けを行います。なお、対象地域は左表のとおりですが、両日とも相場の混雑が予想されますので、予めご了承ください。

所得税の確定申告はお早めに！

◇申告する人
①事業所得や不動産所得がある人で、平成21年中の各所得の合計が、所得控除合計より多い人。
②サラリーマンの人で、年末調整されなかった給与所得がある人。
③土地や建物などの不動産、機械などの動産を売却した人。
※確定申告書はご自分で記入してください。税務署あて郵送でも受け付けます。
なお、所得税の確定申告をした人については、町・県民税や事業税の申告は必要ありません。

◇申告会場
川越税務署 (川越市大字並木452-2)
◇申告日
2月16日(火)～3月15日(月)
※今年の確定申告期間中は、平日以外でも2月21日(日)と2月28日(日)の2日間に限り、川越税務署会場のみで確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。なお、この2日間は混雑が予想されますので、予め承知ください。
また、この2日間は、東上パルビル会場での相談は行っておりませんので、ご注意ください。
◇問い合わせ・送付先
川越税務署申告案内窓口
〒350-1866
川越市大字並木452-2
申告案内コールセンター
☎235-9411

～川越税務署からのお知らせ～ e-Tax (国税電子申告・納税システム) をご利用ください。

e-Taxは、これまで書面で行われていた、所得税・法人税・消費税などの申告や法定調査書の提出、納税証明書の交付請求、電子申告・納税等開始(変更)届出などについて、インターネットを通じて手続きが行われるものです。また、納税についても、全税目についてページ対応のインターネットバンキングやATMなどを利用して行うことができます。

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。
- 本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます。(平成19年分又は平成20年分での控除を受けた人は、受けられません)
- 所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できます。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります)
- e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)
- 開始届出書をオンラインで提出した場合、ID・パスワード利用者識別番号等が即時に発行されます。
- e-Taxは、所得税の確定申告期間中、24時間受付を行っています。

*もっと詳しい情報は、e-Taxホームページへ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせいたしますので、ご利用前にぜひご覧ください。
*申告案内コールセンターもご利用ください。
申告案内窓口 ☎235-9411 自動音声応答に従い、「0」番を選択してください。

還付申告をされる人へ

還付申告相談会場では、サラリーマン等が所得税の還付を受けるための確定申告を2月10日から受け付けています。
源泉徴収票(原本)と必要書類(広報みよし1月15日号参照)を持参し、申告してください。
◇受付内容
①給与所得者で、医療費控除を受けられる方
②平成21年中に中途退職した後、就職しなかった方で、給与所得について年末調整が受けられる方

税制改正による平成22年度個人住民税の主な改正内容

- ▽住民税の住宅ローン控除の対象期間の拡大、申告不要
所得税の住宅ローン控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある場合に、平成11年中から平成18年中までに入居した人に加え、平成21年中から平成25年中までに入居した人も新たに住民税の住宅ローン控除の対象となりました。(平成19年中及び平成20年中に入居した人は対象となりません。)
- 住民税からの住宅ローン控除額
次の①又は②のいずれか小さい額
①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
②所得税の課税総所得金額等の額の10分の5に相当する額
(最高97,500円)
- 手続き
平成11年から平成18年末までに入居された人は、従来は控除申告書の提出が必要でしたが、平成22年度からは申告が原則不要になりました。平成21年中に入居された人は、所得税の住宅ローン控除を受ける初年度であるため、住宅ローン控除の確定申告が必要。確定申告をすることで他に特別な手続きは必要ありません。
- ▽寄附金控除の拡大
町又は県が条例で指定した寄附金が町民税又は県民税の対象となります。
- ▽上場株式等の配当等の課税方法の選択制
上場株式等の配当等に係る配当所得は、「総合課税」のほかに「申告分離課税」を選択できるようになりました。